

第48回 国立大学法人信州大学経営協議会 議事要録(案)

日時 平成25年6月24日(木) 14時15分～16時45分

場所 信州大学松本キャンパス本部管理棟 第一会議室

出席者 山沢学長, 大和田, 小宮山, 菅谷, 花岡, 山浦, 山口, 赤羽, 三浦, 渡邊, 天野, 松川,
神澤 各委員

オブザーバー 小池, 笹本, 福嶋, 市川, 武田, 中村 各副学長, 小島, 若林 各監事

欠席者 荒井, 荻上 各委員

会議に先立ち, 新たに就任された松川理事及び市川副学長が紹介された。

前回議事要録確認

議長から, 第47回議事要録(案)について諮られ, 承認された。

議 題

- 1 国立大学法人信州大学における教員の任期に関する規程の一部を改正する規程(案)について
議長から, 労働契約法(平成19年法律第128号)の改正により, 有期労働契約の期間の定め
のない労働契約への転換等が定められたことに伴い, 本規程における所要の改正を行うことにつ
いて審議願う旨の発言があった。

引き続き人事課長から, 資料 1に基づき説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

委員からの主な意見及び質疑応答は, 次のとおり。

規程の3条の2で「5年を超えない範囲の任期」となっているが, 別表を見ると任期は全て5
年となっている。5年未満のものはないのか。

現状ではない。制度の受け皿として, 5年を超えない範囲としている。

3年や2年のものはないということか。

現在の任期を定めて採用可能な部局は全て5年としている。新たに定める部局が, 3年とか4
年とすることも可能としているものである。

新規でも今のところ全て5年であり, 5年経ったら業績審査をして, 再任用しないか任期の
定めのない教員になるという理解でよいか。

そういうことである。

任期制を繰り返すことはなくなってしまう。

1期だけで繰り返すことはない。

一律, 5年でやれるのか。

今までやってきて, 問題がなかったので大丈夫だと思う。

- 2 職員の手当の新設及びそれに伴う規程等の改正について

国立大学法人信州大学職員特殊勤務手当細則の一部を改正する細則(案)

国立大学法人信州大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程(案)

国立大学法人信州大学特定有期雇用教職員等就業規則の一部を改正する規則(案)

信州大学医学部附属病院医員実施要項の一部を改正する要項(案)

議長から、医学部附属病院において、緊急手術及び長時間手術に従事した医師等に支給する手当を新設することに伴い、計4本の規程等の改正について一括して審議願う旨の発言があった。

引き続き人事課長から、配付資料「第48回(H25.6.24)経営協議会給与関係規程改正説明資料」及び資料2-1から2-4に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、これらの規程等(案)の最終的な文言について、人事院規則等との対応関係から変更が生じることとなった場合には、学長に一任願いたい旨の発言がありました。

委員からの主な意見及び質疑応答は、次のとおり。

時間外の緊急手術については、今までも時間外の手当が払われているはずだが、その手当を差し引いて支払うのか、上乘せして支払うのかははっきりさせておく必要がある。

今まで支給されていた部分はそのままで、それに上乘せするものである。

本学の医学部及び附属病院の定員内の医師は、高度救命救急センターを除き裁量労働制を採っているため、このような手当が必要ということである。全国の3分の1くらいの附属病院で、このような手当が支給されている。

財源が病院収入なら問題はない。

緊急手術等従事手当の「等」には、手術に伴う処置も含まれている。

3 平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

議長から、「平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書」(案)について審議願う旨の発言があった。

引き続き市川副学長から、資料3-1から3-3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、議長から、この報告書は、6月末までに文部科学省国立大学法人評価委員会へ提出することとなるが、微調整を行う可能性があるため、最終的な字句等の修正は学長に一任願いたい旨諮られ、了承された。

4 大学機関別認証評価に係る自己評価書(案)について

議長から、本年度受審する大学機関別認証評価に伴い、評価機関である大学評価・学位授与機構へ提出する自己評価書(案)の内容について審議願う旨の発言があった。

引き続き市川副学長から、資料4-1から4-6に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、議長から、この自己評価書は、6月末までに大学評価・学位授与機構へ提出することとなるが、微調整を行う可能性があるため、最終的な字句等の修正は学長に一任願いたい旨諮られ、了承された。

5 平成24年度決算について

議長から、第9期事業年度(平成24年度)決算に係る財務諸表等の内容について審議願う旨の発言があった。

引き続き三浦理事から、資料5-1及び5-2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、議長から、これらの財務諸表等については、役員会の承認を経て、6月末までに文部科

学省に提出する旨の発言があった。

6 平成 26 年度概算要求について

議長から、平成 26 年度概算要求に係る本学の要求事項（案）について審議願う旨の発言があった。

引き続き財務課長から、資料 6 - 1 から 6 - 3 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

7 平成 26 年度施設費概算要求について

議長から、平成 26 年度施設費概算要求に係る本学の要求事項（案）について審議願う旨の発言があった。

引き続き松川理事から、資料 7 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

委員からの主な意見及び質疑応答は、次のとおり。

保育園の I s 値が 0 . 4 4 というのは、相当低い。0 . 8 くらいないといけない。昭和 56 年以降に新建築の基準ができたわけだから、昭和 56 年以前の建物は早急に耐震改修をやっていかなければいけない。

ご指摘のとおりであり、早急にやっていかなばならないと思っている。

8 平成 25 年度剰余金の使途について

議長から、平成 25 年度における剰余金の使途（目的積立金の取崩し）について審議願う旨の発言があった。

引き続き三浦理事から、資料 8 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

9 平成 24 年度資金運用結果及び平成 25 年度資金運用計画について

議長から、平成 24 年度の資金運用結果について報告を行った後、平成 25 年度の資金運用計画（案）について審議願う旨の発言があった。

引き続き三浦理事から、資料 9 に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

報告事項

1 平成 24 年度監事監査報告書について

小島監事から、資料 10 に基づき、平成 24 年度の監事監査結果について報告があった。

2 早期退職のインセンティブ拡大（早期退職募集制度の導入等）について

人事課から、資料 11 に基づき、早期退職募集制度の導入等、早期退職のインセンティブを拡大することについての説明及び役員会等におけるこれまでの審議状況等について報告があり、また、今後、国家公務員退職手当法等、関連法令の改正に準拠することの方向性を基に組合交渉を行い、おって本法人の関連規程の改正案について紙上審議願う予定である旨の説明があった。

3 平成 24 年度の役職員の報酬・給与等について

人事課長から、資料 12 に基づき、平成 24 年度の役職員の報酬・給与の支給状況等を公表す

ることについて報告があった。

4 平成 25 年度会計監査人の選任について

三浦理事から、資料 13 に基づき、本学から申請した会計監査人が、5月29日付で文部科学省から承認された旨報告があった。

5 平成 24 年度卒業（修了）者進路状況及び平成 25 年度入学状況について

赤羽理事から、資料 14 - 1（平成 25 年度学校基本調査に基づく資料）に基づき、平成 24 年度卒業（修了）者の進路状況について報告があり、続いて資料 14 - 2 に基づき、今年度の入学状況等について報告があった。

フリーディスカッション

議長から、信大改革について、参考資料 1 から 3 に基づき、大学改革に関する国立大学法人全体の状況及び本学の取組状況について説明があり、ディスカッションが行われた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

民主党政権時代のイメージは財務省主計局の文部科学省担当の主計官に厳しくあたられていたが、自民政権になってその基調が変わっているかという点、構造的には変わっていない。ただ、前向きに議論をして各大学の伸ばせるところを伸ばそうと、前よりは温かくなったが、厳しいことには変わりはない。信州大学の方向性は、説明でよく分かった。一つの方向性としてあり得るシナリオであり、文部科学省にも理解をいただいて進めていくことになるかと思う。理工系はこれでよいが、残った宿題として、人文社会系について、文部科学省が言っている「国立大学の人文社会系でなければできないことは何なのか」という指摘や「これから人社系のミッション再定義が始まるが、人文学部・経済学部について旧制高校の伝統を引き継いだ上で、信州大学でなければできないことは何なのか」ということも一つの方向性としてあるのではないかと思う。今後、その辺に大いに力を入れられて、肉付けをされてはいかかと思っている。また、資料の最後（24/24 ページ）に信大改革の構想として具体的な組織のイメージが出ているが、構想にある「教育・学生支援機構」「研究推進機構」「産学官・社会連携推進機構」について、組織図的には、この3機構を統括する組織が必要になるのではないかと思う。

3機構の構想については、学術研究院それから教員組織との関連でどのような位置付けを考えたらいいか、ご指摘のとおり課題であるので、ご指導いただけるとありがたいと思っている。

教育再生実行会議の「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」には、グローバル化、理工系分野の強化、学生の鍛え上げ、それからガバナンスの話など、常日頃から言っていることが書かれており、非常に共感できる。これを是非実施していただきたいと思う。この中に、ガバナンスの話で学長がリーダーシップをとれなど書かれているが、大学のガバナンスとは何か。例えば、研究も大学の方針だからこの研究をやれと言えるのか。大学のガバナンスについて、そのフィーリングを教えていただきたい。

昔の国立大学は、学部単位で成り立っていた。それが国立大学法人になり、教授会でなく会社の取締役会のように上から決めて実施していくように法制上はなっている。しかし、明治からの歴史もあり、なかなかそのようにはいかない。どこの大学にも学長選考会議があるが、そこだけで決めている大学は少なく、意向投票を行い意見を伺って決めている。そこを法律上の制度に近

い運用を行うことも、文部科学省が言うガバナンスだと思う。

教育再生実行会議の第三次提言のガバナンス改革の項目には、教授会の見直しもあり、これは学校教育法にある教授会の規定を変更もしくは撤廃することかと思う。そうになると、学部長の任命は、今までは教授会で選挙を行い任命していたが、それを学長が直接選びリーダーシップを強くするという話が出てくる可能性もある。

ガバナンス、透明性を担保していくというのは、何に対してガバナンスを効かすのか、透明性を出すのかということだと思う。会社の場合、いろんなステークホルダーがいるから、例えば、株主だけの透明性を追求していくと、本当に短期的なことしかやらなくなってくるので、非常に難しい問題である。あまり透明性を良くすると、「みんなで渡れば怖くない」といった本当につまらない大学や会社になってしまう。市などの運営を見ると、住民投票をやれなどの話もよくあるが、それも議会制度をないがしろにしている気がする。そのようなことが世の中に増えすぎていて、「ガバナンス」と言われたとき、危険性を感じる。つまらない集団になってしまうのではないかと感じた。

今の感覚としては、細分化された学科や教育研究分野を個別的（個人商店的）に行っていて、それが集まって高等教育機関だと言っていたものを、せめて学部単位とか、あるいは工学部と繊維学部のように近い分野など、大きなくくりの中で協力し合って教育研究ができるように指導しメリットを活かすことが、ガバナンスというリーダーシップだと思う。では、ある教員に今の研究を止めさせて、指示した研究をやらせるかということ、そこまではいかない。しかし、組織の壁を小さくしてマス効果を出させたり、逆に大きくぼうっとしたものを細かい組織にするなど、組織改革の中で教育研究成果を上げていく。従来よりも、組織に手を入れられるリーダーシップを持つことがガバナンスかと思う。

国立大学と私立大学には、一長一短がある。激動期の場合、国立大学はお金の心配がいらぬ。学部を改組・改革する場合、私学は理事会等の全体の意思が働く。文部科学省が信州大学は理系の大学にして文系はいらぬと言っても、国立大学法人では自分の首を絞めるようなことはできない。これから子供の数も減り、産業的な投資も減り、しかも高等教育としては何かをやらなければいけないことがたくさんできたら、選択と集中はやむを得ないと思う。私学は、割と血を流している。私のいた大学は、外国語学部が売りであったが、人（学生）が来なくなったら、たちまち学部の名前を変えて中身も変更した。人（教員）も3分の1くらい入れ替えた。私立は、それができる。

学術研究院について、10年続く人事システムと言われているのは、緩慢なことだがそれを考えるという趣旨だと理解している。定年退職者の問題やその後継をどうするかなど、大きな目標の中で人事戦略を考えていくことかと思う。直ぐにはできなくても、中長期的に10年くらいでやりたい形にすることと理解している。

資料の絵を見ると、5年となっている。

大量定年退職がくるのが5年ということだと思う。

定年退職だけで埋めていくのでは、誠意が見えない。中を動かすことも見せてほしいと言っている担当者もいる。

ガバナンスということだが、私が考えているのは、経営の立場にある人の経営意思をいかに実現していくかがガバナンスだと思っている。株式会社のガバナンス、国立大学のガバナンス、病院のガバナンス等、それぞれ具体的な形はある。国立大学法人のように、学長といえども人事権を持っていないところはどうしたらよいかという大きな問題はあがあるが、ガバナンスを確立しない

と組織は動いていかない。また、P D C Aサイクルがきちり回っていないと、組織もうまくいかない。国立大学法人には、国立大学法人なりのガバナンスのパターン（形態）があると思う。

次回以降の開催について

1 1月下旬，1月下旬から2月初旬，及び3月下旬を予定している。

以上